

# 検証委員会における検証作業

## 1. 委員による実地検証

### (1)目的

社会保険庁の「不適正事案の詳細調査」により判明した事実等について、不適正な事務処理が行われた社会保険事務所の関係職員等からヒアリングを行い、再度事実関係等を検証する。

特に、不適正な事務処理が行われた経緯、背景等及び不適正な事案に関し報告が遅延した理由等について重点的に検証し、不適正事案の再発防止策の検討に資するものとする。

### (2)検証体制等

不適正事案が認められた社会保険事務局のうち、不適正な事務処理を行った社会保険事務所を抽出する。

委員2名ごとに検証チームを編成し、各チームが当該社会保険事務所等を訪問してヒアリング等により検証する。

## 2. 社会保険庁本庁に対する検証

### (1)目的

不適正な事務処理事案に関し、社会保険庁の関与や黙認等、何らかの関わりがなかったかどうかについて検証する。

また、今回の保険料免除をめぐる一連の問題に対するこれまでの社会保険庁の対応（未然防止策、問題発覚後の対応、組織上の問題、運営上の問題等）について総合的に検証する。

### (2)検証体制等

委員による社会保険庁に対するヒアリング等を中心に、1.の実地検証等とも連携して検証を行う。

## 3. 職員による確認検証

### (1)目的等

社会保険庁が実施した「全数調査」について、調査手順にのっとり適正に行われたかどうか等、調査のプロセスについて事後検証を行う。

また、「全数調査」の結果、適正な事務処理事案と分類された免除申請事例の一部を抽出し、当該事例の申請者本人に対し実際に申請を行っていたかどうかを確認することにより、全数調査の結果について検証する。

### (2)検証体制等

厚生労働省の職員により検証チームを編成し、各チームが各都道府県社会保険事務局に赴き、当該都道府県内の社会保険事務所について検証する。